

議案第 2 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人又は県内に主たる事務所を有する同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第 10 条の 2 を附則第 10 条の 3 とし、附則第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合）

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第 23 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本

大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする

旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第 2 4 条第 1 項中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）」を「につき震災特例法」に改め、同条第 2 項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「震災特例法」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定及び次条第 2 項の規定は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）第 3 4 条の 7 の規定の適用については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 7 0 号。以下この項において「改正法」という。）附則第 1 2 条第 5 項の規定により地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなされた寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する改正法附則第 1 0 条第 4 項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金は、新条例第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金とみなす。

2 新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 1 0 条の 2 の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 7 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号に規定する除害施設に対して課すべき平成 2 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

理 由

地方税法の改正に伴い、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金を加えるとともに、市民税の申告書を提出しなければならない者のうちから寡婦（寡夫）控除額の控除を受けようとする者を除くほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。